

2017.4 -

京都文化

芸術都市

創生計画

概要版

第二期

京都市

# ■ 本計画の位置付け／計画期間

## (1) 計画の位置付け

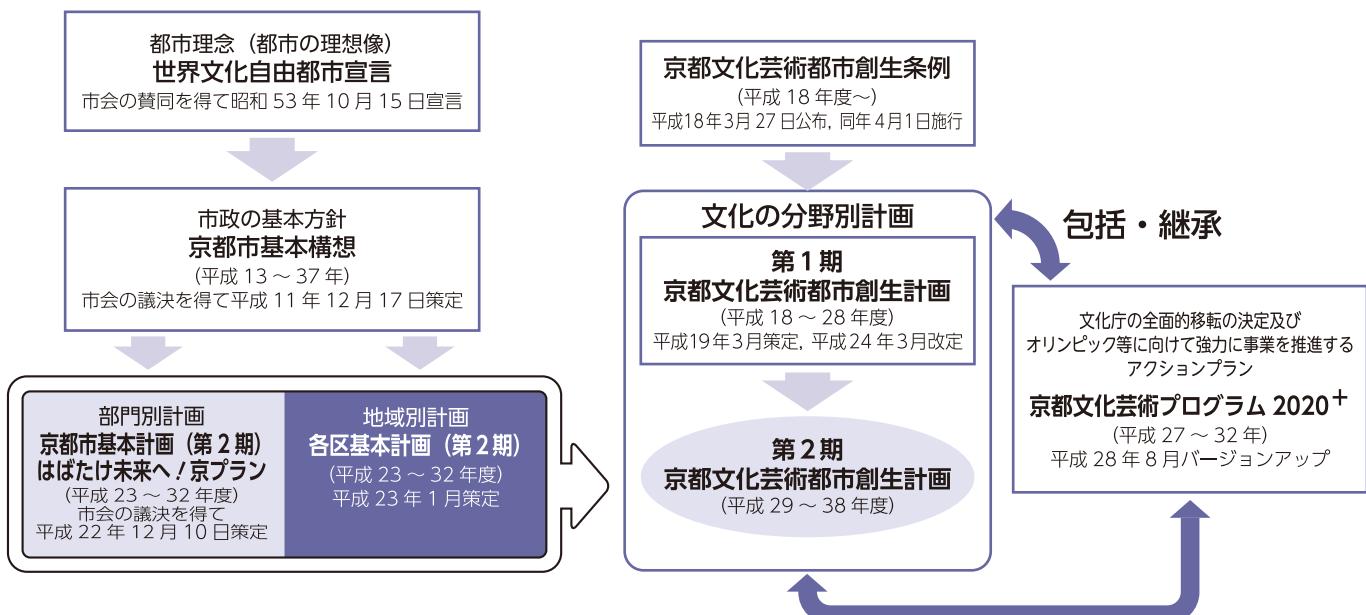
本計画は、平成 18 年に制定した「京都文化芸術都市創生条例」第 7 条第 1 項に基づき、平成 19 年 3 月に策定した、第 1 期の「京都文化芸術都市創生計画」の後継計画です。「創生計画」は、京都市基本計画（第 2 期）「はばたけ未来へ！京プラン」のうち、文化芸術に係る分野別計画です。

なお、本計画は、第 1 期の「創生計画」の取組期間中に策定した「京都文化芸術プログラム 2020+（プラス）」（平成 27 年 2 月策定の「同プログラム 2020」を平成 28 年 8 月にバージョンアップ）を包括・継承し、平成 32 年（2020 年）までは、これと連動しながら各施策を推進していきます。

## (2) 計画の期間

平成 29 年（2017 年）4 月から平成 39 年（2027 年）3 月までの 10 年間

### 〈計画の体系〉



## ■ 第 1 期計画の主な成果

### 前半期（平成 18-23 年度）

「五つの京都先行プロジェクト」をはじめ、様々な取組を進めました。

〈京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進〉

- ・伝統芸能文化の更なる創生に向けた先駆的取組の開始
- ・京都文化祭典、京の華舞台等の取組

〈文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進〉

- ・元立誠小学校を拠点とした文化芸術による地域のまちづくり

〈文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成〉

- ・「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」等の取組
- ・子どもたちが文化芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり

〈新たな文化芸術を創出する若き人材の育成〉

- ・若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり
- ・京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援

〈文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり〉

- ・京都市キャンパス文化パートナーズ制度の創設

新景観政策の推進／「源氏物語千年紀記念」事業の開催と「古典の日」の法制化／国民文化祭・京都 2011 の実施／「京都祇園祭の山鉾行事」のユネスコ無形文化遺産登録／京都市文化財マネージャー（建造物）制度の創設 など

### 後半期（平成 24-28 年度）

「三つの重要施策群」をはじめ、様々な取組を進めました。

〈継承と創造に関する人材育成等〉

- ・伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組
- ・京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援
- ・文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

〈創造環境の整備〉

- ・ロームシアター京都（京都会館）、京都市動物園のリニューアルオープン、京都市美術館の再整備への着手
- ・京都市立芸術大学の移転推進
- ・京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実や京都文化芸術コア・ネットワークの整備

〈文化芸術と社会の出会いの促進〉

- ・若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催／京都国際マンガ・アニメフェアの開催／祇園祭後祭の復興支援／京都市交響楽団の活躍／京都国際現代芸術祭 2015、京都国際舞台芸術祭、琳派 400 年記念祭、伊藤若冲生誕 300 年記念事業等の文化芸術事業の開催／京都を彩る建物や庭園制度の創設、京都をつなぐ無形文化遺産制度創設と「京の食文化」、「京・花街の文化」、「京の地蔵盆」、「京のきもの文化」などの選定／「まち・ひと・ここが織り成す京都遺産」制度の創設

## ■ 京都の文化芸術を取り巻く状況

○京都の特性    ●京都の現状と課題    ◇今後必要となる施策・方向性

### ～暮らしの文化の継承、文化芸術に親しむ機会等について～

- 暮らしや生業に関わる文化を町衆が支えるまち
- 子どもをはじめ、あらゆる人が文化芸術を身近に感じられるまち
- 生活様式が変化する中での文化の継承
- 地域コミュニティや地域とのつながりの維持・活性化
- ◇地域の中で支えられ、衣食住をはじめとする暮らしの中に根付いている文化を改めて考え、未来へ受け継ぐ。
- ◇子ども・若者、高齢者、障害のある方など、それぞれの人が持つ力を最大限に引き出し、社会参加の機会へつなげることを促進する。

方向性 1 へ

### ～文化芸術の継承と創造について～

- 伝統を受け継ぎ、革新と創造を続けるまち
- 芸術系大学をはじめ、多くの大学が集積し、可能性を秘めた学生が多いまち
- 優れた技・芸の次世代への継承や、それを支える楽器・用具用品などの確保
- 地域の特色ある文化の維持・継承
- ◇文化芸術を担う人も支える人も、伝統を受け継ぎ、常に新たな文化芸術を創造し続けられる仕組みをつくっていく。
- ◇特色ある文化芸術活動で地域の可能性を最大限引き出す取組を進める。

方向性 2 へ

### ～文化芸術資源の活用について～

- 有形無形の文化芸術資源が豊富
- ものづくり産業、観光や景観等が文化との融合により発展してきたまち
- ビッグデータや人工知能の活用等、技術革新との共存
- 先人から受け継いだ豊富な文化財の保存と活用、価値の共有
- ◇文化芸術資源の魅力を戦略的に最大限引き出す。
- ◇文化芸術を基軸として、観光・経済をはじめ、あらゆる政策分野に波及・融合させることで、文化政策に広がりと深みを持たせる。

方向性 3 へ

### ～文化交流、情報発信について～

- 国内外から様々な人々が集い交流するまち
- 文化芸術団体等が自律的に活動し、重層的に集積するまち
- 様々なセクター間の情報交換の促進
- I C T の発達や多様化に伴う情報発信力の強化
- ◇国内外との文化交流を推進することにより、発信力を高め、相互交流の成果を生み出す。
- ◇文化芸術に携わる人々が集うネットワークを更に充実し、国内外の人々に、より手軽に、分かりやすく、質の高い京都の文化芸術情報を提供する。

方向性 4 へ

# ■ 計画の方向性～文化芸術都市の創生に向けて～

## 基本方針：成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまち

山紫水明と称される美しい自然を有する京都は、平安遷都以来、政治・文化・宗教の中心として発展し、悠久の歴史を歩んできました。繊細な美意識と高い精神性を伴った文化の集積地であることは世界に知られていますが、これを支えているのは、人々の日々の衣食住などの暮らしの文化です。

京都は、多様な暮らしの文化をその内に湛えながら、先人から受け継いだ文化芸術にたえず新たな息吹を取り込み、創造と革新を繰り返し、重層的に蓄積し、全国に類のない厚みのある文化芸術を形成してきました。京都には、文化芸術を生み出す土壌、いわばDNAが、脈々と受け継がれています。

今日の京都の文化芸術を取り巻く状況は、先に述べたとおり、大きく変化し続けています。そうした中、「文化庁の京都への全面的移転方針の決定」、「2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催」という2つの事象を、京都の文化芸術の振興のためにも大きな追い風としていかなければなりません。

「第2期 京都文化芸術都市創生計画」では、こうした時節に立ち、京都の豊かな文化芸術を備えた土壌に、文化芸術に対する豊かな感受性をもった次代の芽が育つよう種をまき、市民が文化芸術に親しむと同時に優れた芸術家を育てていくことができる環境を整え、多様な文化芸術活動の花を開かせることを目指します。また、京都の文化芸術資源を活用しながら広範な政策分野との融合を図り、新たな価値を創造することで、京都の都市格を一層高め、その魅力を国内外に発信し文化交流を深めたいと考えています。

10年後においても、京都が、長い歴史の中で培われた成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまちであることを基本方針に掲げ、以下に示す四つの方向性に沿って、各施策に取り組んでいきます。

### 方向性 1

#### 暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育む

人々が日々の暮らしの中に息づく文化を再認識して大切に継承するとともに、文化芸術に触れる機会を創出して人々の感受性を育み、市民の文化芸術活動がさかんな社会を目指す

### 方向性 2

#### 多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる

文化芸術に満ち溢れた土壌から、伝統芸能や現代芸術など多様な分野において、世界で活躍する芸術家が育つまちを目指す

### 方向性 3

#### 京都の文化芸術資源を活用し、文化を基軸にあらゆる政策分野との融合により、新たな価値を創造する

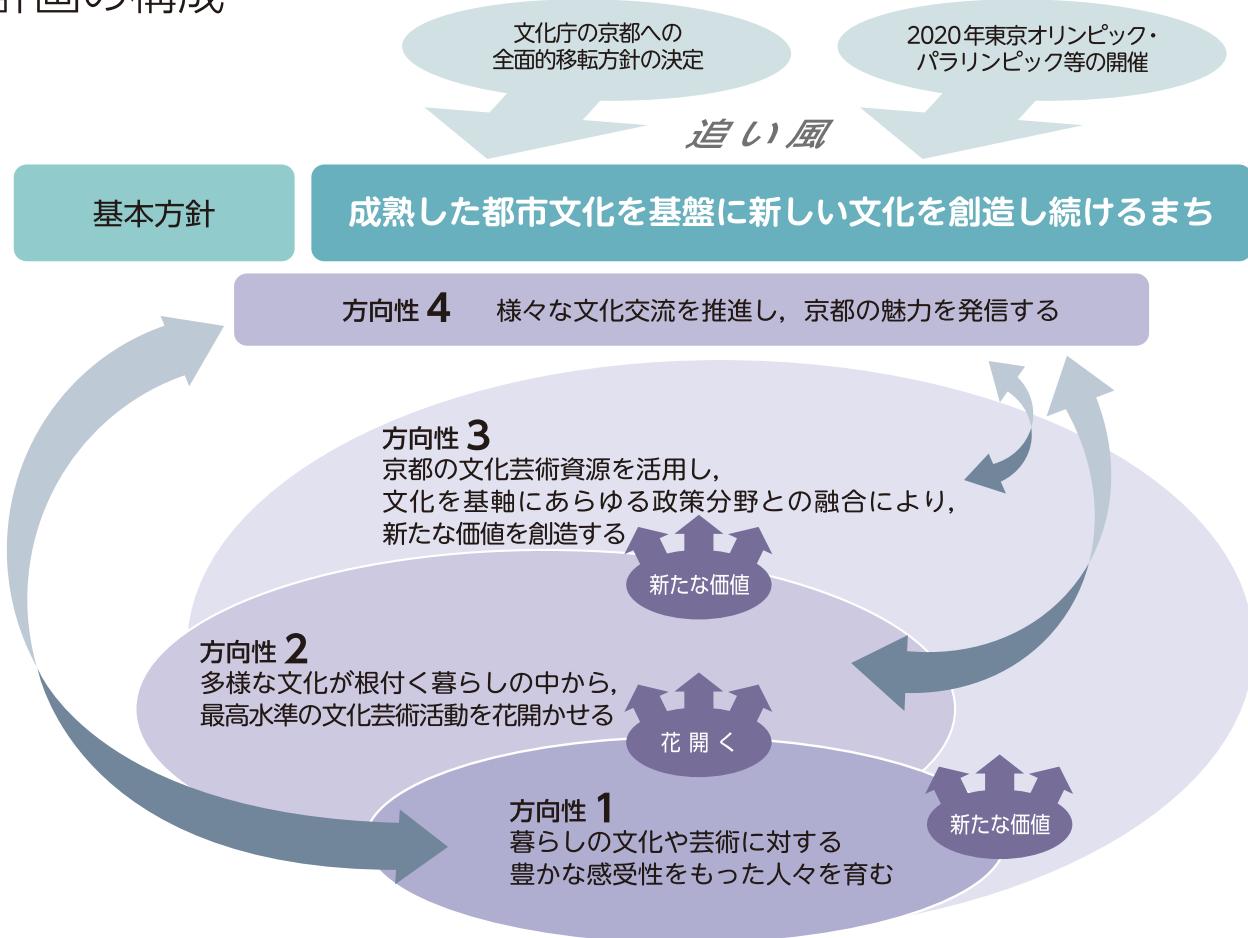
有形無形の文化芸術資源を活用し、観光・経済をはじめ、産業・学術・教育・福祉・まちづくり等、様々な関連分野への波及・融合を図ることにより、文化による新たな価値の創出を目指す

### 方向性 4

#### 様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する

魅力あふれる京都の文化芸術を国内外に発信し、文化交流を推進するとともに、文化庁を迎える京都を国際的な交流の舞台とすることを目指す

## 計画の構成



## 計画における最重要施策

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 方向性 1   | ★★「地域に根差した暮らしの文化」の振興   |  |
| 方向性 1・3 | ★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用                                 |  |
| 方向性 2   | ★★伝統芸能文化の振興に向けた先駆的取組の実施  |  |
| 方向性 2・3 | ★★芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進                                       |  |
| 方向性 3   | ★★京都市美術館の再整備の推進  |  |
| 方向性 3   | ★★世界遺産・二条城が文化財保存と活用のモデルとなる取組の実施                                      |  |
| 方向性 4   | ★★文化庁の全面的な移転に向けた取組の着実な推進   |  |
| 方向性 4   | ★★「東京オリンピック・パラリンピック」「関西ワールドマスターズゲームズ2021」等を契機とした国際的な文化の祭典の開催とその成果の継承 |  |

# 主な施策・事業

★★最重要施策(8) ★重要施策(52)

方向性 1

## 暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育む

- ★★「地域に根差した暮らしの文化」の振興
- ★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用
- ★伝統産業品等を暮らしの中で活用し子どもの感性を“はぐくむ”取組の推進（◎新規）
- ★文化芸術と暮らしの関係性を再認識する取組など暮らしの文化の継承、普及の促進
- ★「真のワーク・ライフ・バランス」の推進による地域に根差した暮らしの文化の継承
- ★京都の文化、アイデンティティを大切にするための講座等の実施（◎新規）
- ★学校給食における「和食」の充実に向けた取組の推進と情報発信
- ★華道、茶道、香道をはじめとする伝統的な文化芸術から現代芸術までの幅広い芸術家を小中学校等へ派遣する「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」の実施
- ★「ほんもの」の魅力が伝わる場所での公演に触れる機会の創出
- ★公共空間や公共交通機関を活用した文化芸術の発信
- ★市民に周知・啓発するツール、証明書等における文化芸術の活用
- ★福祉施設に芸術家を派遣する等、社会的に困難を抱えている人々に対して、文化芸術の力を活用して社会参加の機会を充実する「社会包摶」の取組の推進（◎新規）
- ★文化芸術を通じた活力ある地域社会「健康長寿のまち・京都」の実現
- ★NPO 法人「障害者芸術推進研究機構」との協働による障害のある方の文化芸術活動支援
- ★若手芸術家やクリエイター等の市民・民間団体の活動をサポートし、異なるジャンル間のネットワークを形成するための場・機会の提供

方向性 2

## 多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる

- ★★伝統芸能文化の振興に向けた先駆的取組の実施
- ★社会人や通訳、外国人等を対象とした伝統的な文化芸術を理解するための講座の実施
- ★文化芸術に関するネットワークを活用した新たな文化芸術の創造
- ★社会課題を解決するソーシャルデザインにおける文化芸術の活用により芸術家の活躍の場を拡大する取組（◎新規）
- ★文化芸術を発展させるためのオープンデータの活用
- ★「映画のまち・京都」ならではの映画・映像文化等の振興
- ★京都国際舞台芸術祭 (KYOTO EXPERIMENT) の開催
- ★京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援
- ★若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりを支援する東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス (HAPS) の取組の推進
- ★海外の著名なディレクター、キュレーターの招聘等国内外との文化芸術に関する質の高いコミュニケーションによる人材育成の推進
- ★文化施設間で連携した、文化芸術事業のコーディネーター及び技術者を育成するための取組の推進（◎新規）
- ★京都駅周辺エリアをはじめ、新たな文化ゾーンの創出等による地域の特色づくりの推進（◎新規）
- ★「区民提案・共済型まちづくり支援事業」等各区の個性をいかした各種文化事業の推進

文化芸術の力で京都が

成熟した都市  
新しい文化を創

教育・  
福祉

地域・  
まちづくり

観光

景観・  
自然

交通

文化芸術を基軸とし  
あらゆる政策  
施策・事

# ら日本を元氣にする！

文化を基盤に  
造し続けるまち



て観光・経済をはじめ  
分野を融合した  
業を推進

## 方向性 3

### 京都の文化芸術資源を活用し、文化を基軸に あらゆる政策分野との融合により、新たな価値を創造する

- ★★芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進（◎新規）
- ★★京都市美術館の再整備の推進
- ★★世界遺産・二条城が文化財保存と活用のモデルとなる取組の実施
- ★京都の衣食住等の暮らしの文化をいかした観光振興の推進（◎新規）
- ★文化財や文化施設が持つ魅力を最大限に引き出し、積極的に活用するための取組の推進
- ★最新のコンテンツを活用した文化芸術の創造・普及（◎新規）
- ★多様な価値観の変化に合わせた伝統的な文化芸術・伝統産業の一体的な発信（◎新規）
- ★文化芸術資源を再認識し、文化芸術資源と学術・技術の融合による新たな価値・イノベーションの創出（◎新規）
- ★和装、華道、庭園文化など京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化の振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援（◎新規）
- ★京都市指定・登録文化財の公開に向けた大規模な改修を推進するなど「未来へつなぐ歴史的建造物等計画的修理事業」の実施
- ★市独自の文化遺産を維持、継承、活用するための先駆的な取組等の推進
- ★豊かな文化の根源となる生物多様性を守るための取組の推進
- ★寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進
- ★文化芸術の視点による京都らしい景観の向上
- ★公共工事の現場において、文化芸術により、イメージアップを図るための取組
- ★ロームシアター京都を拠点とした劇場文化の創造・発信
- ★京都市立芸術大学の移転整備

## 方向性 4

### 様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する

- ★★文化庁の全面的な移転に向けた取組の着実な推進
- ★★「東京オリンピック・パラリンピック」「関西ワールドマスターズゲームズ2021」等を契機とした国際的な文化の祭典の開催とその成果の継承
- ★文化を通じた全国の地場・伝統産業の振興など地方創生を進めるモデル事業の先行的な実施
- ★多様な文化活動の場における文化庁のサテライト機能（文化芸術関係者・団体の交流・連携の創出等）を果たすための取組の推進
- ★京都芸術センターを拠点（ハブ）としたアーティスト・イン・レジデンスによる国内外との文化交流の推進
- ★ICOM（国際博物館会議）京都大会2019の開催の推進
- ★東アジア文化都市2017京都の開催
- ★スポーツ・文化・ワールド・フォーラムをキックオフとした京都文化力プロジェクト2016-2020の各種事業の展開
- ★大政奉還150周年記念プロジェクトの実施
- ★創造都市ネットワークとの連携（◎新規）
- ★文化・観光に関する情報の一元的把握及び入場券等を販売するWEBシステムの構築
- ★京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実
- ★京都館の活用、海外情報拠点での情報発信など、広域的な情報発信の推進
- ★京都観光振興計画2020や京都市MICE（マイス）戦略2020と連携した文化芸術に関する情報の効果的な発信
- ★本市職員の文化力を高め、文化の魅力を伝える担い手となるための取組の実施

# 施策一覧

(全 132 事業・施策)

★★最重要施策(8) ★重要施策(52) ○本計画における新規事業・施策(15) ○京都文化芸術プログラム 2020+の継承事業・施策(42)

## 方向性 1：暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育む

### ■暮らしの中に根付いた文化を楽しみ、継承する

- ★★ 1 「地域に根差した暮らしの文化」の振興 ○
- ★ 2 伝統産業品等を暮らしの中で活用し子どもの感性を“はぐくむ”取組の推進 ○
- ★ 3 文化芸術と暮らしの関係性を再認識する取組など暮らしの文化の継承、普及の促進
- ★ 4 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進による地域に根差した暮らしの文化の継承
- ★ 5 京都の文化、アイデンティティを大切にするための講座等の実施 ○
- ★ 6 学校給食における「和食」の充実に向けた取組の推進と情報発信
- ★★ 7 「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用
- 8 京の食文化ミュージアム・あじわい館を活用した京の食文化の普及・啓発
- 9 子どもから大人まで、市民が京都の歴史や文化に触れ、京都の魅力を体験できる機会の創出と発信(市民による京都の魅力再発見事業) ○
- 10 小学校における生け花体験や花育活動、公共施設等での飾花を通じた花き文化の振興 ○
- 11 京都市学校歴史博物館における教育・人づくりにかけた町衆文化の継承と発信

### ■子どもが文化芸術に触れる機会を創出し、感性を磨く

- ★ 12 華道、茶道、香道をはじめとする伝統的な文化芸術から現代芸術までの幅広い芸術家を小中学校等へ派遣する「ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業」の実施 ○
- ★ 13 「ほんもの」の魅力が伝わる場所での公演に触れる機会の創出 ○
- 14 子どもたちがものづくり文化に触れる機会の創出
- 15 京都市内の小中学校に伝統産業職人を派遣し、生徒が匠の技に触れる、制作体験・実演教室の実施 ○
- 16 文化芸術団体との連携による子どものための各種芸術体験教室等の実施
- 17 体験によって興味を持った子どもたちが継続的に伝統的な文化芸術を学ぶための教室の活用 ○
- 18 「みやこ子ども土曜塾」など親子で一緒に文化芸術を体験できるプログラムの実施 ○
- 19 芸術系高校をはじめ市立高等学校等における特色ある文化芸術教育や文化体験活動の推進 ○
- 20 「歴史都市・京都からまなぶジュニア京都検定」や「中高生」による「京都・観光文化検定試験3級」チャレンジ事業の推進 ○
- 21 京都市ジュニアオーケストラ・京都市少年合唱団の運営や地域文化会館における教育プログラムの実施等、子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進
- 22 地域の文化団体等が子どもたちに民俗芸能や、邦楽、邦舞等の伝統的な文化芸術を体験、習得させ、次代に継承するための取組の促進
- 23 「京都・和の文化体験の日」の実施など若者を対象とした伝統的な文化芸術や伝統産業に触れる機会の創出 ○
- 24 青少年活動センターにおける新たな若者文化の創造と市民との相互交流を促進する事業の実施
- 25 京都市キャンパス文化パートナーズ制度の推進
- 26 「近くて楽しい動物園」の実現に向けた京都市動物園の取組の推進

### ■市民が文化芸術に親しむ

- ★ 27 公共空間や公共交通機関を活用した文化芸術の発信
- ★ 28 市民に周知・啓発するツール、証明書等における文化芸術の活用
- ★ 29 福祉施設に芸術家を派遣する等、社会的に困難を抱えている人々に対して、文化芸術の力を活用して社会参加の機会を充実する「社会包摂」の取組の推進 ○
- ★ 30 文化芸術を通じた活力ある地域社会「健康長寿のまち・京都」の実現
- ★ 31 NPO 法人「障害者芸術推進研究機構」との協働による障害のある方の文化芸術活動支援
- 32 本市の文化芸術関係施設における、各施設の特徴をいかした各種文化事業の推進
- 33 京都市生涯学習総合センターを活用したセミナー、コンサートの実施等による文化芸術に関する生涯学習の推進
- 34 京都市芸術文化協会、京都市音楽芸術文化振興財団等の文化芸術団体と連携した鑑賞・参加型事業の推進
- 35 「文化芸術都市・京都が世界に誇るオーケストラとしてより市民に愛される京響」を目指す取組の推進
- 36 文化芸術施策や施設における「ユニーク・デザイン」の推進
- 37 京都の文化芸術活動に刺激を与え市民に親しまれる多彩な事業の推進
- 38 市民狂言会、市民寄席、京都薪能、華道京展など、市民や観光客が伝統的な文化芸術に身近に触れる機会の提供

### ■市民の文化芸術活動を応援する

- ★ 39 若手芸術家やクリエイター等の市民・民間団体の活動をサポートし、異なるジャンル間のネットワークを形成するための場・機会の提供
- 40 芸術系 NPO 等との連携の促進
- 41 京都で開催される文化芸術の事業を京都全体で一体的に発信するため、京都文化芸術コア・ネットワークを基盤とした「アートエキシビション・京都」の実施 ○
- 42 文化ボランティア活動の機運を高める取組の推進
- 43 市民ふれあいステージ、京都さくらパレード等の開催による市民の文化芸術活動の支援

- 44 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした、市民、企業等の民間団体、文化芸術団体や芸術系大学等と連携した文化芸術イベントの開催 ○
- 45 「世界遺産・二条城一口城主募金」や「京都市動物園サポーター制度」など、文化芸術を支える基金に対する市民や企業等の一層の賛同・協力の促進
- 46 後援等による文化事業の支援

### ■文化的景観の保護と継承等

- ★★★ 7 「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用（再掲）
- ★ 47 寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進
- 48 自然・歴史的景観等、美しく京都らしい景観を守るために各種制度の効果的な運用
- 49 「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進
- 50 京町家の保全・再生・活用の取組の推進

## 方向性2：多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる

### ■伝統的な文化芸術を受け継ぐ

- ★★★ 51 伝統芸能文化の振興に向けた先駆的取組の実施 ○
- ★ 52 社会人や通訳、外国人等を対象とした伝統的な文化芸術を理解するための講座の実施 ○
- 53 京都ならではの伝統的な文化芸術の集積をいかした舞台公演の実施等 ○
- 54 京都芸術センター等文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進
- 55 伝統的な文化芸術の裾野を広げるワークショップの拡充等 ○
- 56 伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進
- 57 古典の日の推進
- 58 全国の様々な人が集う伝統芸能の祭典の開催 ○
- 59 国立京都歴史博物館（仮称）の整備に向けた取組

### ■新たな文化芸術を創り出す

- ★ 60 文化芸術に関するネットワークを活用した新たな文化芸術の創造
- ★ 61 社会課題を解決するソーシャルデザインにおける文化芸術の活用により芸術家の活躍の場を拡大する取組 ○
- ★ 62 文化芸術を発展させるためのオープンデータの活用
- ★ 63 「映画のまち・京都」ならではの映画・映像文化等の振興
- ★ 64 京都国際舞台芸術祭（KYOTO EXPERIMENT）の開催
- 65 京都国際写真祭（KYOTOGRAPHIE）の開催

### ■文化芸術の担い手を育成・支援する

- ★ 66 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援
- ★★★ 67 芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進 ○
- ★ 68 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりを支援する東山アーティスツ・プレイスメント・サービス（HAPS）の取組の推進 ○
- ★ 69 海外の著名なディレクター、キュレーターの招聘等国内外との文化芸術に関する質の高いコミュニケーションによる人材育成の推進
- ★ 70 文化施設間で連携した、文化芸術事業のコーディネーター及び技術者を育成するための取組の推進 ○
- 71 顕彰制度の効果的な実施
- 72 助成金等内定者資金融資制度等による芸術活動へのきめ細やかな支援

### ■地域のまちづくり活動と連携する

- ★ 73 京都駅周辺エリアをはじめ、新たな文化ゾーンの創出等による地域の特色づくりの推進 ○
- ★ 74 「区民提案・共創型まちづくり支援事業」等各区の個性をいかした各種文化事業の推進 ○
- 75 「文化芸術活性化パートナーシップ事業」による地域文化会館の効果的な運営等、芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり
- 76 「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の推進
- 77 京都市景観・まちづくりセンター等との連携による市民の主体的なまちづくり活動の支援

## 方向性3：京都の文化芸術資源を活用し、文化を基軸にあらゆる政策分野との融合により、新たな価値を創造する

### ■観光・産業・学術・教育・福祉・まちづくり等と文化芸術の融合

- ★★★ 67 芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進 ○（再掲）
- ★ 78 京都の衣食住等の暮らしの文化をいかした観光振興の推進 ○
- ★ 79 文化財や文化施設が持つ魅力を最大限に引き出し、積極的に活用するための取組の推進
- ★ 80 最新のコンテンツを活用した文化芸術の創造・普及 ○
- ★ 81 多様な価値観の変化に合わせた伝統的な文化芸術・伝統産業の一体的な発信 ○○

- ★ 82 文化芸術資源を再認識し、文化芸術資源と学術・技術の融合による新たな価値・イノベーションの創出 ◎  
83 「京もの」の海外進出支援事業の推進 ○  
84 「伝統産業の日」の全国拡大をはじめとした伝統産業の振興 ○  
85 多様な地域資源をいかしたメディア芸術（コンテンツ産業）の振興 ○  
86 暮らしの文化と密接に関わる農林業施策における「食の文化」「花の文化」「木の文化」の振興 ◎  
87 京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進  
88 京都芸術教育コンソーシアム等における芸術系大学との連携の推進  
89 京都が誇る大学・研究機関等の集積の活用  
90 京都市考古資料館での大学等と連携した合同企画展の実施 ○  
91 番組小学校創立 150 周年・京都市学校歴史博物館開館 20 周年記念事業の実施

### ■文化財を守り活用する

- ★★ 92 世界遺産・二条城が文化財保存と活用のモデルとなる取組の実施 ○  
★★ 7 「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用（再掲）  
★ 47 寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進  
★ 93 和装、華道、庭園文化など京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化の振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援 ○○  
★ 94 京都市指定・登録文化財の公開に向けた大規模な改修を推進するなど「未来へつなぐ歴史的建造物等計画的修理事業」の実施 ○  
★ 95 市独自の文化遺産を維持、継承、活用するための先駆的な取組等の推進 ○  
★ 96 豊かな文化の根源となる生物多様性を守るための取組の推進  
97 みやこ文化財愛護委員、京都市文化財マネージャーの育成  
98 若年層がほんものの歴史や文化財に触れる機会を増やし、地元の歴史への理解や文化遺産を大切にする意識の向上の推進  
99 文化財への愛護思想と防火意識の向上を目的とした防火防災教育・研修の実施  
100 市指定文化財等への指定・登録や文化財防災マイスターの養成など地域と連携した文化財の保存及び活用の推進  
101 地域づくりの中核となる文化遺産を市民が保存・活用するための取組の促進  
102 文化財の保存と活用の推進及び MICE 活用への展開  
103 琵琶湖疏水をはじめとした近代化遺産の活用  
104 京都における新たな世界遺産の登録

### ■景観を保全し再生する

- ★★ 7 「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用（再掲）  
★ 47 寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進（再掲）  
★ 105 文化芸術の視点による京都らしい景観の向上  
★ 106 公共工事の現場において、文化芸術により、イメージアップを図るための取組  
48 自然・歴史的景観等、美しく京都らしい景観を守るために各種制度の効果的な運用（再掲）  
49 「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進（再掲）  
50 京町家の保全・再生・活用の取組の推進（再掲）  
107 無電柱化の推進による都市災害の防止と歴史的景観の向上 ○  
108 京都の景観をかたちづくる屋外広告物制度の適正な運用

### ■文化施設を充実する

- ★★ 109 京都市美術館の再整備の推進 ○  
★ 110 ロームシアター京都を拠点とした劇場文化の創造・発信 ○  
★ 111 京都市立芸術大学の移転整備 ○  
112 文化芸術活動を支え、発表する場（拠点）の整備等  
113 文化芸術関連機関・施設の交流や連携の促進

## 方向性 4：様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する

### ■文化の力で京都から地方創生を実現する

- ★★ 114 文化庁の全面的な移転に向けた取組の着実な推進 ○  
★ 115 文化を通じた全国の地場・伝統産業の振興など地方創生を進めるモデル事業の先行的な実施 ○  
★ 116 多様な文化活動の場における文化庁のサテライト機能（文化芸術関係者・団体の交流・連携の創出等）を果たすための取組の推進 ○

### ■国内外との文化交流を促進する

- ★ 117 京都芸術センターを拠点（ハブ）としたアーティスト・イン・レジデンスによる国内外との文化交流の推進 ○  
★ 118 ICOM(国際博物館会議)京都大会 2019 の開催の推進 ○

- ★ 119 東アジア文化都市 2017 京都の開催 ○  
★★ 120 「東京オリンピック・パラリンピック」「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」等を契機とした国際的な文化の祭典の開催とその成果の継承 ○  
★ 121 スポーツ・文化・ワールド・フォーラムをキックオフとした京都文化力プロジェクト 2016-2020 の各種事業の展開 ○  
★ 122 大政奉還 150 周年記念プロジェクトの実施 ○  
★ 123 創造都市ネットワークとの連携 ○  
124 留学生の本市文化事業への参加等留学生による文化芸術交流の推進  
125 姉妹都市、世界歴史都市連盟加盟都市等との文化交流事業の推進

## ■京都の文化芸術を伝える・魅せる

- ★ 126 文化・観光に関する情報の一元的把握及び入場券等を販売する WEB システムの構築 ○  
★ 127 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実  
★ 128 京都館の活用、海外情報拠点での情報発信など、広域的な情報発信の推進  
★ 129 京都観光振興計画 2020 や京都市 MICE (マイス) 戦略 2020 と連携した文化芸術に関する情報の効果的な発信  
★ 130 本市職員の文化力を高め、文化の魅力を伝える担い手となるための取組の実施  
131 ICT (情報通信技術) の活用によるタイムリーな情報発信の推進  
132 障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫

## 施策一覧中の用語解説

### ○文化芸術

限定的に定義するものではないが、「文化芸術振興基本法」(平成 13 年 12 月施行)に準じた、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画・漫画等のメディア芸術、能・狂言・邦舞・邦楽等の伝統芸能、落語、茶道・華道、囲碁・将棋、民俗芸能等のほか、祭礼や、暮らしの文化(京ことばや京都の衣食住の習慣等)等を想定している。

### ○暮らしの文化

京ことばや京都ならではの衣食住の習慣、年中行事などをはじめ、京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その内で受け継がれてきた文化。

### ○真のワーク・ライフ・バランス

地域や社会における「つながり」の中で求められる自らの役割や責任は何かを考えたうえで、自分のライフスタイルやライフステージに合わせて「生き方」「働き方」を自ら選ぶことで、「生きがい」のある充実した人生を送ること。一般的にワーク・ライフ・バランスは「仕事と生活の調和」を意味しているが、本市ではつながりに着目し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現を推進している。

### ○アイデンティティ

自己が環境や時間の変化に関わらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。

### ○社会包摂

文化芸術に備わる特性をいかし、社会的に課題を抱えている人々に対して社会参加の機会を開き、社会的課題の緩和や解決に取り組む継続的活動のこと。

### ○ユニバーサルデザイン

年齢、性別、言語、習慣、心身の状態に関わらず、全ての人ができる限り利用しやすいように、製品、建物、空間をデザインすることを目指す考え方のこと。

### ○京都文化芸術コア・ネットワーク

京都を中心とした文化芸術を支える専門的活動を行う者(アートマネージャー、研究者、学芸員、評論家など)が、多種多様な情報を収集、編集、発信するための情報交流のプラットフォーム。

### ○文化的景観

文化財保護法では「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」と定義している。

### ○ソーシャルデザイン

制度設計などを含む広義のデザイン思考を用いて、社会の課題を解決し、新たな社会システムを構築すること。

### ○オープンデータ

本市の保有する行政情報を、誰でも自由に利用できるよう、営利・非営利目的を問わず、市民等が利用しやすいデータ形式で公開し、データを自由に加工・編集して利用することができるもの。

### ○東山アーティスツ・プレイスメント・サービス (HAPS : ハップス)

芸術家に適した空き家の紹介や、閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援など、芸術家が京都に根差した活動を行えるよう支援するために、京都市が平成 23 年 9 月に実行委員会を設立して実施。

### ○キュレーター

博物館や美術館等で研究・収集・展示・保存・管理などを担当する専門職のこと。

### ○メディア芸術

映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術のこと。

### ○コンテンツ産業

マンガ・アニメ、映画・映像、ゲーム等のコンテンツ資源をいかした産業。伝統産業や観光産業など、幅広い産業分野への波及効果と、それによる地域活性化が期待される。

### ○アーティスト・イン・レジデンス

芸術家等の滞在制作及び展覧会を支援するとともに、ワークショップ等の交流プログラムを実施することにより、芸術家等と市民との多様な交流を図る様々な芸術体験の場を設け、芸術に関わる人材の育成や文化芸術の促進を目的としている。国内外のアーティストとの文化交流が、地域の活性化やまちの価値の再発見にもつながると期待されている。

### ○MICE

M(Meeting/ミーティング), I (Incentive tour/インセンティブツア), C (Convention/コンベンション), E (Event/イベント・Exhibition/エキシビション) の 4 つの頭文字を取った造語。多くの集客・交流が見込まれるイベントなどの総称で、観光客以上に大きな経済効果が期待される。

### ○ICT

Information and Communication Technology の略語で、情報・通信に関する技術の総称のこと。

## 推進方法

文化芸術によるまちづくりは、市民の主体的な活動により実現するものです。

本計画では、市民、団体（NPO等）、芸術家、大学、企業等と行政のそれぞれが、以下のような役割を踏まえつつ協働し、京都の多様な文化芸術の力を強化することを目指します。

また、創生計画の各施策については、目的や実施しようとする内容に応じて、京都市が中心となって進めるべきもの、市民の活動を支援すべきものなど、様々な推進方法がありますが、京都市が中心的役割と責任を負いつつ、他の行政機関はもとより、市民、NPO、芸術家、大学、企業等と積極的にネットワークを形成し、推進を図ります。

具体的には、文化芸術のまちづくりを総合的に推進するために、京都芸術センターが中心となって官民（文化団体、NPO、大学、行政等）が連携した京都文化芸術コア・ネットワークを活用し、文化芸術の創造、発信を総合的に行います。

### 1 推進するうえでの役割

#### (1) 市民、団体（NPO等）の役割

市民、団体（NPO等）の役割は、文化芸術を創造し、楽しみ、支援する者として、また、地域に根差した暮らしの文化を通じたまちづくりの担い手として、京都の文化芸術の豊かさを深く認識し、子どもたちの感性をはぐくみ、未来の京都へつなぐために、文化芸術都市創生の取組に主体的に参画、関与することにあります。

#### (2) 芸術家の役割

芸術家の役割は、文化芸術を主体的に継承、創造、発信するとともに、国内外の芸術家や文化芸術団体と交流し、また、学術、産業、まちづくり等に新たな活力をもたらすことにあります。

#### (3) 大学、企業等の役割

大学、企業等の役割は、芸術家、文化芸術を支える専門家や職人等の養成、市民や芸術家への情報発信など、京都の文化芸術の理解者、支援者となることがあります。

#### (4) 京都市の役割

京都市の役割は、文化芸術都市創生の取組を総合的に推進することです。取組に当たっては、市民の主体的な文化芸術活動と連携するとともに、他の行政機関や団体（NPO等）、大学、企業など、関係機関とのネットワークを築きながら、これを進めます。

#### (5) 京都文化芸術都市創生審議会の役割

「京都文化芸術都市創生条例」に基づいて設置した、文化芸術関係者や市民、学識、企業等の代表から成る「京都文化芸術都市創生審議会」に、第2期創生計画の策定に当たって議論を深めていただきました。

創生計画の施策の実施に当たっても、引き続き、多角的な見地からの議論や助言をいただき、それを踏まえ、本市は取組の推進を図ります。

### 2 関係機関との連携及び府内の連携

- (1) 文化庁及び文化庁の先行移転組織である「地域文化創生本部」との連携
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都等との連携
- (3) 京都府、関西広域連合等との連携
- (4) 府内の推進体制の整備

### 3 計画の取組の評価・点検等

創生計画の推進状況については、「京都文化芸術都市創生審議会」に報告するとともに、様々な機会を設けて、多くの市民に周知し、意見を聞く工夫をしながら、取組の点検等を行います。

# 京都文化芸術都市創生審議会委員及び政策部会委員

## 京都文化芸術都市創生審議会委員

※敬称略

|     | 氏名      | 役職等                   |
|-----|---------|-----------------------|
| 会長  | 池坊専好    | 華道家元池坊次期家元            |
| 副会長 | 潮江宏三    | 京都市美術館館長              |
| 委員  | 井上八千代   | 京舞井上流家元               |
| 委員  | 猪木武徳    | 一般財団法人国際日本文化研究交流財団理事長 |
| 委員  | 栗山圭子    | 京都新聞社編集局文化部編集委員、論説委員  |
| 委員  | 佐野真由子   | 国際日本文化研究センター准教授       |
| 委員  | 四方恭子    | 京都市立芸術大学教授            |
| 委員  | 清水重敦    | 京都工芸繊維大学教授            |
| 委員  | ジョナ・サルズ | 龍谷大学教授                |
| 委員  | 杉本歌子    | 公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会学芸部長 |
| 委員  | 鈴木順也    | 一般社団法人京都経済同友会代表幹事     |
| 委員  | 鈴木晶子    | 京都市教育委員               |
| 委員  | 建富 哲    | 京都芸術センター館長、多摩美術大学学長   |
| 委員  | 田中誠二    | 学校法人大和学園理事長・学園長       |
| 委員  | 寺井友秀    | NHK京都放送局局長            |
| 委員  | 西村朋子    | 市民公募委員                |
| 委員  | 畠 正高    | 株式会社松栄堂代表取締役          |
| 委員  | 湯浅靖代    | 市民公募委員                |
| 委員  | 鷺田清一    | 京都市立芸術大学学長            |
| 委員  | 藤田裕之    | 京都市副市長                |

(平成29年2月現在)

## 京都文化芸術都市創生審議会・政策部会委員

※敬称略

|     | 氏名    | 役職等                  |
|-----|-------|----------------------|
| 部会長 | 佐野真由子 | 国際日本文化研究センター准教授      |
| 委員  | 臼井喜法  | 池坊短期大学教授             |
| 委員  | 河島伸子  | 同志社大学教授              |
| 委員  | 栗山圭子  | 京都新聞社編集局文化部編集委員、論説委員 |
| 委員  | 清水重敦  | 京都工芸繊維大学教授           |
| 委員  | 北村信幸  | 京都市文化市民局文化事業担当局長     |

(平成29年2月現在)

## 第2期 京都文化芸術都市創生計画策定までの経過

| 年月      | 事項   | 備考                             |
|---------|--|--------------------------------|
| 平成18年4月 | 京都文化芸術都市創生条例施行   |                                |
| 平成19年3月 | 第1期 京都文化芸術都市創生計画策定                                       |                                |
| 平成24年3月 | 第1期 京都文化芸術都市創生計画を改定                                      |                                |
| 平成27年2月 | 京都文化芸術プログラム2020を策定                                       |                                |
| 平成28年4月 | 第15回京都文化芸術都市創生審議会開催<br>京都文化芸術都市創生審議会・第1回政策部会開催           | 第2期 京都文化芸術都市創生計画の策定を諮問<br>趣旨説明 |
| 6月      | 京都文化芸術都市創生審議会・第2回政策部会開催                                  | 計画の基本理念等を検討                    |
| 7月      | 京都文化芸術都市創生審議会・第3回政策部会開催                                  | 計画の方針等を検討                      |
| 8月      | 京都文化芸術都市創生審議会・第4回政策部会開催<br>京都文化芸術プログラム2020+にバージョンアップ     | 計画の構成等を検討                      |
| 9月      | 京都文化芸術都市創生審議会・第5回政策部会開催                                  | 計画案を検討                         |
| 11月     | 第16回京都文化芸術都市創生審議会開催<br>京都文化芸術都市創生審議会・第6回政策部会開催(審議会と合同開催) | 計画案を審議                         |
| 12月     | 第2期 京都文化芸術都市創生計画(案)を公表<br>第2期 京都文化芸術都市創生計画(案)に関する市民意見の募集 |                                |
| 平成29年2月 | 第17回京都文化芸術都市創生審議会開催<br>京都文化芸術都市創生審議会・第7回政策部会開催(審議会と合同開催) | 計画答申案を審議                       |
| 3月      | 京都文化芸術都市創生審議会から答申<br>第2期 京都文化芸術都市創生計画策定                  |                                |

# 京都文化芸術都市創生条例

平成 18 年 3 月 27 日公布  
平成 18 年 4 月 1 日施行  
条例第 137 号

## 目次

- 前 文
- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策
  - 第 1 節 文化芸術都市創生計画（第 7 条）
  - 第 2 節 文化芸術都市の創生のための施策（第 8 条～第 21 条）
- 第 3 章 京都文化芸術都市創生審議会（第 22 条～第 24 条）
- 第 4 章 雜則（第 25 条）
- 附 則

ここ京都では、1200 年を超える悠久の歴史の中で、多様な文化芸術が重層的に蓄積されてきた。これは、常に外からの刺激を受容し、咀嚼するという京都の先人たちの進取の気風により、創意工夫がされてきたことに負うところが大きい。そして、このような文化芸術の蓄積は、学術研究や産業との結び付きを通して、より厚みを増している。

京都の文化芸術は、社寺や町家をはじめとする伝統的な建築物及びこれにより形成されている歴史的な町並みが山紫水明と形容される自然の風景と溶け合った都市環境から大きな影響を受け、また、これに影響を与え、市民の暮らしに根を下ろすとともに、国内外の人々との自由かつ継続的な交流の機会をもたらした。これにより、京都は、日本のみならず世界においても、比類のない魅力に富んだ都市となっている。

将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、無からの文化芸術の育成や振興ではなく、優れた文化芸術の保存と継承により、創造的な活動が不斷に行われるとともに、文化芸術が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらし、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

ここに、本市は、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで文化芸術都市の創生に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、文化芸術都市の創生に関し、その基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、文化芸術都市の創生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術都市の創生を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において「文化芸術都市の創生」とは、次条の基本理念の下、市民の暮らしに根を下ろした文化芸術を一層魅力のあるものとすることにより、市民に大きな生きる喜びをもたらすとともに、活気あふれるまちづくりの源泉とし、もって常に新たな魅力に満ちあふれた都市を創生することをいう。

### （基本理念）

第 3 条 文化芸術都市の創生は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるようすること。
- (2) 伝統的な文化芸術を保存し、及び継承し、並びに新たに文化芸術を創造する活動を支援するとともに、当該活動を担う人材を育成すること。
- (3) 文化芸術に関する交流を積極的に促進すること。
- (4) 文化芸術都市の創生に不可欠な文化財の保護及び活用、景観の保全及び再生その他文化芸術を振興するための環境の整備に努めること。
- (5) 文化芸術に関する活動と学術研究又は産業に関する活動との連携を促進すること。

### （本市の責務）

第 4 条 本市は、文化芸術都市の創生には、文化芸術を創造し、享受する市民の主体的な参画が不可欠であることかんがみ、市民と連携して、その推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

### （市民の責務）

第 5 条 市民は、文化芸術の創造の担い手であり、かつ、これを享受する者として、京都の文化芸術が日々の暮らしの中で豊かにはぐくまれてきたことを深く認識し、これを将来の世代に継承するよう努めなければならない。

### （財政上の措置）

第 6 条 本市は、文化芸術都市の創生に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

## 第 2 章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策

### 第 1 節 文化芸術都市創生計画

第 7 条 市長は、文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創生に関する計画（以下「文化芸術都市創生計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術都市創生計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術都市の創生に関する目標
- (2) 文化芸術都市の創生に関する取組
- (3) その他文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な事項

3 市長は、文化芸術都市創生計画を定めるに当たっては、第 22 条に規定する審議会の意見を聞くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、文化芸術都市創生計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、文化芸術都市創生計画の変更について準用する。

### 第 2 節 文化芸術都市の創生のための施策

#### （暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策）

第 8 条 本市は、暮らしの文化（京都の先人たちの暮らしの中から生まれ、その中で受け継がれてきた文化をいう。）に対する市民の関心と理解を深めるため、市民に対する啓発、当該文化の継承に寄与したものの顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策)

第9条 本市は、高齢者、障害者及び青少年をはじめ広く市民が文化芸術に親しむことができるようするため、文化芸術の鑑賞及び体験の機会並びに文化芸術に関する創造的な活動の成果を発表する機会の提供、市民に身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (子供の感性を磨き、表現力を高めるための施策)

第10条 本市は、文化芸術に対する子供の感性を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その他の様々な場での文化芸術に関する教育の充実、子供を対象とする公演及び展示の実施、子供による文化芸術に関する活動に対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策)

第11条 本市は、伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、及び継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するために必要な措置を講じなければならない。

#### (新たな文化芸術の創造に資するための施策)

第12条 本市は、新たな文化芸術の創造に資するため、当該創造に係る活動を行うものの育成、支援及び顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策)

第13条 本市は、文化芸術に関する活動と地域のまちづくりに関する活動との連携を図り、これらの活動の活性化に資するため、地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (国内外の地域との交流を促進するための施策)

第14条 本市は、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術に関する活動を行う者の受入れ、当該活動を行う者の国内外への派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (国内外の人々の关心と理解を深めるための施策)

第15条 本市は、京都の文化芸術に対する国内外の人々の关心と理解を深めるため、広く世界に向けて当該文化芸術に関する情報を提供するために必要な措置を講じなければならない。

#### (文化財を保護し、及び活用するための施策)

第16条 本市は、文化芸術都市の創生に資するため、文化財を保護し、及び活用するために必要な措置を講じなければならない。

#### (景観を保全し、及び再生するための施策)

第17条 本市は、文化芸術都市の創生に資するため、景観を保全し、及び再生するために必要な措置を講じなければならない。

#### (施設の充実を図るための施策)

第18条 本市は、文化芸術に関する活動に資する施設の充実を図るために、当該施設の運営に関し専門的な知識を有する人材の確保及び育成、文化芸術の多様な表現方法に対応する当該施設の整備、

当該施設相互の連携の推進その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策)

第19条 本市は、文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

#### (文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策)

第20条 本市は、文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

#### (市民の自主的な活動を支援するための施策)

第21条 本市は、市民の自主的な文化芸術に関する活動を支援するため、当該活動に関する情報の提供、市民と共同して行う事業の実施、文化芸術に関するボランティア活動を行うものに対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 京都文化芸術都市創生審議会

#### (審議会)

第22条 文化芸術都市の創生に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に對し、意見を述べるため、京都文化芸術都市創生審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (審議会の組織)

第23条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

#### (委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### 第4章 雜則

#### (委任)

第25条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

### 附則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び第5項（審議会に関する部分に限る。）並びに第3章の規定は、市規則で定める日から施行する。

（平成18年5月15日規則第12号で平成18年5月16日から施行）

#### (経過措置)

2 前項ただし書の市規則で定める日以後最初に市長が委嘱し、又は任命する委員の任期は、第24条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

第2期 京都文化芸術都市創生計画・概要版（平成29（2017）年4月－平成39（2027）年3月）

平成29（2017）年3月策定、発行

京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課

〒604-8006 京都市中京区河原町御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

TEL 075-366-0033 FAX 075-213-3181

京都市印刷物第283244号

